

議案第 3 2 号

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部改正について

次のとおり鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年 2 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

（鳥取県個人情報保護条例の一部改正）

第 1 条 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 <u>削除</u></p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u>ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であつて、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）をその内容に含まないものを除く。</p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 <u>事業者が取り扱う個人情報の保護（第31条—第36条）</u></p> <p>第4章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u>ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であつて、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）をその内容に含まないものを除く。</p>

書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

(3) 略

(2) 略

(3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体並びに県が設立した地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(4)～(6) 略

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、それぞれの施策を通じて個人情報の保護を
図らなければならない。

第4条 削除

(収集の制限)

第7条 略

2 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。

(4)～(6) 略

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、それぞれの施策を通じて個人情報の保護を
図るとともに、個人情報の保護の重要性に対する県民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならない。

(収集の制限)

第7条 略

2 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。

(1) 思想、信条及び信教に関する情報

(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて規則で定める情報

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、要配慮個人情報を収集することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該要配慮個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。

4～6 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の個人情報が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる個人情報を収集することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該個人情報が必要不可欠であると実施機関が認めるとき。

4～6 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特

ア～ウ 略

(4)～(8) 略

(訂正請求に対する決定等)

第23条 略

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された個人情報の訂正にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者）に対し、その旨を通知しなければならない。

定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(4)～(8) 略

(訂正請求に対する決定等)

第23条 略

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された個人情報の訂正にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者）に対し、その旨を通知しなければならない。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報（番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録されたものを除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 略

第3章 削除

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 略

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者による措置)

第31条から第36条まで 削除

第31条 事業者は、個人情報を取り扱うときは、法令に即して個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(指針の作成等)

第32条 知事は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。

2 知事は、事業者に対して、前項の指針を勘案して、必要な指導及び助言を行うことができる。

(報告及び公表)

第33条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、事業者が正当な理由なく前項の報告又は資料の提出をしないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(勧告及び公表)

第34条 知事は、事業者による個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対して、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、事業者に弁明の機会を与えなければならない。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(苦情の処理)

第35条 知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、速やかに、これを処理しなければならない。

(国等との協力)

第36条 知事は、事業者による個人情報の取扱いに関して個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第6条第3項第4号、第7条第5項及び第8条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。

(2)・(3) 略

2～7 略

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第6条第3項第4号、第7条第2項第2号及び第5項、第8条第2項、第32条第1項並びに第34条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。

(2)・(3) 略

2～7 略

第2条 鳥取県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 総則(第1条— <u>第4条</u>) 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 個人情報の取扱い(<u>第5条</u> —第11条) 第2節・第3節 略	目次 第1章 総則(第1条— <u>第5条</u>) 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 個人情報の取扱い(<u>第6条</u> —第11条) 第2節・第3節 略

第3章 実施機関非識別加工情報の提供（第31条—第46条）

第4章 鳥取県個人情報保護審議会（第47条—第51条）

第5章 雑則（第52条—第54条）

第6章 罰則（第55条—第60条）

附則

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにするとともに、実施機関非識別加工情報の提供に関する事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第3章 削除

第4章 鳥取県個人情報保護審議会（第37条—第37条の5）

第5章 雑則（第38条—第40条）

第6章 罰則（第41条—第46条）

附則

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) 略

(7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報（生存する個人のものに限る。）であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書等に記録されているものに限る。

(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(9) 非識別加工情報 次のいずれかに掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができ

(1)～(6) 略

ることとなるものを除く。)を除く。以下この号において同じ。)の区分に応じてそれぞれに定める措置を講じて特定の個人を識別することができない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の規則で定める情報を除く。))と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第39条第1項において同じ。)ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

ア 第2条第1号アに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

イ 第2条第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により

他の記述等に置き換えることを含む。)

(10) 実施機関非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）を以下この号において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項に規定する非開示情報（同項第2号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該非開示情報に該当する部分を除く。）

を加工して得られる非識別加工情報をいう。

ア 第6条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものではないもの

イ 実施機関に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている公文書等の鳥取県情報公開条例第5条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該実施機関が次のいずれかを行うこととなるもの

(ア) 当該公文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

(イ) 鳥取県情報公開条例第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ウ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第39条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるもの

(11) 実施機関非識別加工情報ファイル 実施機関非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の実施機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、特定の実施機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして規則で定めるもの

(12) 実施機関非識別加工情報取扱事業者 実施機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者（国及び地方公共団体並びに県が設立した地方独立行政法人を除く。）をいう。

(県民の責務)

第4条 略

(個人情報取扱事務の登録)

第5条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥

第4条 削除

(県民の責務)

第5条 略

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 略

2 略

3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下

取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)～(4) 略

4～6 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第6条 実施機関は、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、規則で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

(2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関す

「公社」という。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(2)～(4) 略

4～6 略

る事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(4) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）であって、1年以内に消去されることとなるもののみを記録する個人情報ファイル

(5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(6) 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(7) 本人の数が規則で定める数に満たない個人情報ファイル

(8) 第2号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報ファイルに記載される項目（以下「記録項目」という。）の一部若しく

は次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(1) 記録情報の収集方法

(2) 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的（第5条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的。以下「利用目的」という。）以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 略

2～6 略

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的（第6条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的）以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7) 略

2～6 略

(委託等に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報（実施機関非識別加工情報及び削除情報（第31条第3項に規定する削除情報をいう。第45条第1項において同じ。））に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の取扱いを伴う業務を委託するときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにして、当該業務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2～4 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び鳥取県情報公開条例第2条第1

(委託等に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を委託するときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにして、当該業務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2～4 略

(開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び鳥取県情報公開条例（平成12

項第4号に規定する全部出資法人（以下「全部出資法人」という。）を除く。）に関する情報（同条例第7条第5項に規定する指定管理情報（以下「指定管理情報」という。）を除く。）又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

(5)～(8) 略

(費用負担)

第20条 この条例（第3章を除く。）の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報等を印字装置により出力した物の写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

2 略

第3章 実施機関非識別加工情報の提供

(実施機関非識別加工情報の作成及び提供等)

年鳥取県条例第2号 第2条第1項第4号に規定する全部出資法人（以下「全部出資法人」という。）を除く。）に関する情報（同条例第7条第5項に規定する指定管理情報（以下「指定管理情報」という。）を除く。）又は開示請求者以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

(5)～(8) 略

(費用負担)

第20条 この条例の規定により文書等又は磁気テープ等に記録されている個人情報等を印字装置により出力した物の写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

2 略

第3章 削除

第31条 実施機関は、実施機関非識別加工情報（実施機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成し、及び提供することができる。

2 実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために実施機関非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、実施機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この章において同じ。）から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第32条 実施機関は、当該実施機関が保有している個人情報ファイルが第2条第10号のアからウまでのいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファ

第31条から第36条まで 削除

イル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第34条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 第34条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 当該個人情報ファイルが第2条第10号イ(イ)に該当するときは、第37条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

(提案の募集)

第33条 実施機関は、規則で定めるところにより、定期的に、当該実施機関が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この章において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。

(実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第34条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する実施機関非識別加工情報

をその事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 提案に係る個人情報ファイルの名称

(3) 提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数

(4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る実施機関非識別加工情報の作成に用いる第39条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

(5) 提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該実施機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容

(6) 提案に係る実施機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

(7) 提案に係る実施機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる

措置

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項又は第41条第1項の提案をすることができない。

(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関個人情報保護法若しくは独立行政法人等個人情報保護法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

なくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 第44条の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(6) 独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により独立行政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員又は暴力団若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関

係を有する者

- (8) 法人その他の団体であつて、その役員のうちの前各号の
いずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第36条 実施機関は、第34条第1項の提案があつたときは、当該
提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければな
らない。

- (1) 第34条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該
当しないこと。

- (2) 第34条第2項第3号の提案に係る実施機関非識別加工情
報の本人の数が、実施機関非識別加工情報の効果的な活用の
観点からみて規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る
個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下で
あること。

- (3) 第34条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定
される加工の方法が第39条第1項の基準に適合するものであ
ること。

- (4) 第34条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力

ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであること。

(5) 第34条第2項第6号の期間が実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないものであること。

(6) 第34条第2項第5号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該実施機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

2 実施機関は、前項の規定により審査した結果、第34条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 第38条の規定により実施機関との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、第1項の規定により審査した結果、第34条第1

項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(私人に対する意見書提出の機会の付与等)

第37条 第34条第1項の提案に係る個人情報ファイルに私人（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び全部出資法人以外の者をいい、当該提案をした者を除く。以下この条及び第43条第1号アにおいて同じ。）に関する情報が含まれており、当該個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿に第32条第3号に掲げる事項の記載があるときは、実施機関は、前条第2項の通知をするに当たって、当該私人に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の通知に先立ち、当該私人に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該私人の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 私人に関する情報が含まれている個人情報ファイルであって個人情報ファイル簿に第32条第3号に掲げる事項の記

載があるものについて、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報に該当すると認められる場合に前条第2項の通知をしようとするとき。

(2) 私人に関する情報が含まれている個人情報ファイルであって個人情報ファイル簿に第32条第3号に掲げる事項の記載があるものについて、当該情報が公にすることが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない情報（規則で定めるものを除く。）に該当すると認められる場合に前条第2項の通知をしようとするとき。

3 前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた私人が第34条第1項の提案に係る実施機関非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該私人を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第38条 第36条第2項又は第42条第2項の規定による通知を受け

た者は、規則で定めるところにより、実施機関との間で、実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(実施機関非識別加工情報の作成等)

第39条 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(実施機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第40条 実施機関は、実施機関非識別加工情報を作成したときは、当該実施機関非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 実施機関非識別加工情報の概要として規則で定める事項
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

(作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第41条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された実施機関非識別加工情報をその事業の用に供する実施機関非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、実施機関に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該実施機関非識別加工情報について第38条の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該実施機関非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の提案は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 提案に係る実施機関非識別加工情報を特定するに足りる

事項

(3) 提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該実施機関非識別加工情報がその用に供される事業の内容

(4) 提案に係る実施機関非識別加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間

(5) 提案に係る実施機関非識別加工情報の漏えいの防止その他当該実施機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(1) 第1項の提案をする者が第35条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 前項第3号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(提案の審査等)

第42条 実施機関は、前条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 前条第1項の提案をした者が第35条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 前条第2項第3号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな県民生活の実現に資するものであること。

(3) 前条第2項第4号の期間が実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて規則で定める期間を超えないものであること。

(4) 前条第2項第3号の提案に係る実施機関非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第5号の措置が当該実施機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

2 実施機関は、前項の規定により審査した結果、前条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、規則

で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 第38条の規定により実施機関との間で実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 実施機関は、第1項の規定により審査した結果、前条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(手数料)

第43条 第38条の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を規則で定めるところにより納めなければならない。

(1) 第36条第2項の規定による通知を受けた者 19,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額

ア 第37条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する私人1人につき200円（当

該機会を与える場合に限る。)

イ 実施機関非識別加工情報の作成に要する時間1時間まで
ごとに3,600円

ウ 実施機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対し
て支払う額(当該委託をする場合に限る。)

(2) 前条第2項の規定による通知を受けた者 次に掲げる区
分に応じ、それぞれに定める額

ア イ以外の者 当該実施機関非識別加工情報について、前
号に掲げる者が納付しなければならない手数料の額と同一
の額

イ 第38条の規定により当該実施機関非識別加工情報の利用
に関する契約を締結した者 11,400円

(実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第44条 実施機関は、第38条の規定により実施機関非識別加工情
報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該
当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第35条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

第45条 実施機関は、実施機関非識別加工情報、削除情報及び第39条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「実施機関非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして規則で定める基準に従い、実施機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、実施機関から実施機関非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第46条 実施機関非識別加工情報等の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た実施機関非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知ら

せ、又は不当な目的に利用してはならない。

(鳥取県個人情報保護審議会)

第47条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第5条第3項第4号、第7条第5項及び第8条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。

(2)・(3) 略

2～7 略

(審議会の調査権限)

第48条 略

2～5 略

6 前各項に定めるもののほか、審議会は、前条第1項の事務を行うため必要と認める者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述)

第49条 略

(鳥取県個人情報保護審議会)

第37条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(1) 第6条第3項第4号、第7条第5項及び第8条第2項の規定により、実施機関に意見を述べること。

(2)・(3) 略

2～7 略

(審議会の調査権限)

第37条の2 略

2～5 略

6 前各項に定めるもののほか、審議会は、第37条第1項の事務を行うため必要と認める者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述)

第37条の3 略

(意見書等の提出)

第50条 略

(答申書の送付等)

第51条 略

(適用除外)

第52条 略

(運用状況の公表)

第53条 略

(規則への委任)

第54条 略

(罰則)

第55条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条若しくは第45条第2項の規定に基づき個人情報を取り扱う業務に従

(意見書等の提出)

第37条の4 略

(答申書の送付等)

第37条の5 略

(適用除外)

第38条 略

(運用状況の公表)

第39条 略

(規則への委任)

第40条 略

(罰則)

第41条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条の規定に基づき個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは

事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 略

第58条 第47条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第59条 第55条から前条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書等であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第42条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書等に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 略

第44条 第37条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 第41条から前条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第60条 略

第46条 略

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第3条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。)であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画</u></p>	<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。)であって、<u>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個</u></p>

若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）
により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ 略

(3)～(8) 略

人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ 略

(3)～(8) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条、次項及び附則第3項の規定は、同日以降の規則で定める日から施行する。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）<u>第47条第1項</u>の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）<u>第37条第1項</u>の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）とする。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

3 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略	
名称	調査審議する事項								
略									
名称	調査審議する事項								
略									

鳥取県個人情報保護審議会

(1) 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第47条第1項各号に掲げる事項

(2) 略

略

鳥取県個人情報保護審議会

(1) 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第37条第1項各号に掲げる事項

(2) 略

略

議案第33号

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部改正について

次のとおり鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の一部を改正する条例

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化に生まれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食、災害に強い人と人、人と地域とのきずなの強さ等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式を育む場でもある。

この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを享受してきた。

しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、買い物困難地域の拡大等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。

このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能、人と人、人と地域とのきずなの強さを次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携え、中山間地域の有する財産を生かして中山間地域の振興に取り組んでいくことが

鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化にははぐくまれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式をはぐくむ場でもある。

この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを享受してきた。

しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、買い物困難地域の拡大等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。

このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携えて中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。

必要である。

このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例を制定する。

(基本方針)

第3条 略

2 略

3 中山間地域の振興は、自然環境、歴史、文化等の豊かさに加え、人と人、人と地域とのきずなの強さも資源と捉え、これらをはじめとする各地域の特性を十分に生かして推進されなければならない。

4・5 略

6 中山間地域の振興は、中山間地域に存在する農林地、宅地その他の土地及び建物等（構築物又はそれらに付随する工作物を含む。）（以下これらを「土地建物等」と総称する。）の適正な保全管理と有効活用が図られるよう推進されなければならない。

7 略

8 略

このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例を制定する。

(基本方針)

第3条 略

2 略

3 中山間地域の振興は、自然環境、歴史、文化等の豊かさに加え、人と人との結びつきの強さやまとまりの良さも資源と捉え、これらをはじめとする各地域の特性を十分に活かして推進されなければならない。

4・5 略

6 略

7 略

(県の責務)

第4条 略

2 県は、前項に規定する行動指針の策定に当たっては、施策の目標となる数量的指標その他の客観的指標を設定するものとし、その達成状況を毎年度検証しながら施策を行うよう努めるものとする。

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

(市町村の役割)

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図るとともに、自らが施策を講ずるに当たっては、地域の実情を把握し、及び自然環境、歴史、文化等の豊かさ、人と人、人と地域とのきずなの強さ、土地建物等その他の地域

(県の責務)

第4条 略

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

(市町村の役割)

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図るとともに、自らが施策を講ずるに当たっては、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。

の資源を有効活用するなど、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。

(重点的に取り組む施策)

第7条 県、市町村及び県民等は、第3条の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。

(1) 災害に強い安全な地域づくりの推進に関する施策で次に掲げるもの

ア 住民の防災意識を高め、災害への事前の備えの充実を図ること。

イ 誰もが安心して生活できるよう、周辺地域との連携及び多様な主体の参加による共助の仕組みの確立を図ること。

ウ 消防団及び自主防災組織など消防防災体制の強化を図ること。

エ 防災機能又は避難所機能を備えた住み慣れた地域で暮らし続けるための地域生活を支える拠点の整備を図ること。

オ 産業又は生活の基盤として整備される施設の強じん化及び防災施設の整備を図ること。

(重点的に取り組む施策)

第7条 県、市町村及び県民等は、第3条の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。

(2) 安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの

ア 略

イ 地域における医師、看護人材及び介護人材の確保等による保健医療サービス及び福祉サービスの維持及び充実を図り、住民が自らの健康の保持増進に努められるようにすること。

ウ 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進を図ること。

エ 略

オ 略

(3) 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域づくりの担い手、推進役又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図るとともに、多様な主体が地域づくりへの参加及び協力を促進し、その活躍の推進を支援す

(1) 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの

ア 略

イ 地域における保健医療サービス及び福祉サービスの維持及び充実を図り、住民が自らの健康の保持増進に努められるようにすること。

ウ 子どもに対する教育、保育等の子育て環境を整備し、住民が安心して子どもを産み育てることができる環境を確保すること。

エ 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進並びに消防防災体制の強化を図ること。

オ 略

カ 略

(2) 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域づくりの担い手、推進役又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図るとともに、多様な主体が地域づくりに参加し、及び協力することができるように、地域づ

ること。

イ 地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。

ウ 著しい人口の減少及び高齢化により地域社会の活力が低下している地域において、住民の安心な日常生活及び社会生活を確保し、並びに災害に備えるため、周辺地域との連携及び県民等が共に支え助け合う仕組みの構築を図ること。

(4) 略

くりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。

イ 著しい人口の減少及び高齢化により地域社会の活力が低下している地域において、住民の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、県民等が共に支え助け合う仕組みの構築を図ること。

ウ 地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、地域に移住し、定住する者の増加を図ること。

(3) 略

(4) 産業の振興に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域の特色を生かした農林業等の生産から販売までの体制の強化を図ること。

イ 農林業等、商工業及び観光業が連携し、地域資源を活用した新しい産業の創出を図ること。

ウ 地域産業を支える人材の育成、企業の誘致等による就業の場の確保を図ること。

エ 地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビ

(5)～(7) 略

(8) 中山間地域の特色を生かした産業の振興及び仕事の創出に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域の特色を生かした農林業等の生産から販売までの体制の強化を図ること。

イ 農林業等、商工業及び観光業が連携し、地域資源を活用した新たな産業の創出を図ること。

ウ 地域の発展及び活性化に役立てるため、コミュニティビジネスの創出及び展開を図ること。

エ 地域の再生可能エネルギー源を有効に利活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ること。

(9) 移住の推進等による新たな人の流れの創出に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、地域に移住し、定住する者の増加を図ること。

イ 地域の産業を支える人材の育成、企業の誘致及び就業の

ビジネスの創出及び展開を図ること。

オ 地域の再生可能エネルギー源を有効に利活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ること。

(5)～(7) 略

場の確保を図ること。

ウ 管理が困難となり放棄され、又は放置されるおそれのある土地建物等の情報を収集し、利活用を希望する者に提供するなどしてその有効活用を図ること。

(10) 子どもに対する教育、保育等の子育て環境を整備し、住民が安心して子どもを生み育てることができる環境の確保を図ること。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第34号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
9 鳥取県 中山間ふるさと農山村活性化基金	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
9 鳥取県 中山間ふるさと農山村活性化基金	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他自然的、経済的、社会的諸条件	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立	

に恵まれな
い地域にお
いて、住民
が共同して
行う農山村
が保有する
多様な機能
の維持及び
強化並びに
利用及び活
用に係る活
動等を推進
し、もって
これらの地
域の農山村
の活性化を
図ること。

て

略

15 鳥取県 こども未 来基金	未来を担 う子どもの 健やかな成 長に資する 施策のため 県に寄附さ	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な次の経費 の財源に充
-----------------------	---	-------------------------	---	---

に恵まれな
い地域にお
いて、住民
が共同して
行う農山村
が保有する
多様な機能
の維持及び
強化並びに
利用及び活
用に係る活
動等を推進
し、もって
これらの地
域の農山村
の活性化を
図ること。

て

略

15 鳥取県 こども未 来基金	未来を担 う子どもの 健やかな成 長に資する 施策のため 県に寄附さ	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な次の経費 の財源に充
-----------------------	---	-------------------------	---	---

れた寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。

てるとき。
(1) 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書環境の充実に係る経費
(2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）の振興に係る経費
(3) 未来を担う子どもの健全な成長に資する施策に

れた寄附金を、当該施策の実施に要する経費に充てること。

てるとき。
(1) 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書環境の充実に係る経費
(2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）の振興に係る経費
(3) 未来を担う子どもの健全な成長に資する施策に

係る経費のうち、
（１）及び（２）
に掲げる経費に準
ずるもの

係る経費のうち、
（１）及び（２）
に掲げる経費に準
ずるもの

<p>16 鳥取県 緊急雇用 創出事業 臨時特例 基金</p>	<p>失業者に 対する短期 の就業機会 の提供及び 能力開発、 就業相談、 住宅の確保 その他の支 援を行うと ともに、就 業している 者の処遇の 改善等を支 援すること により、労 働者の生活 の安定を図 ること。</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>
---	--	----------------------------------	--	---

16 略

<p>17 鳥取県 消費者行 政活性化 基金</p>	<p>消費生活 相談の複雑 化・高度化 に対応し て、消費生 活相談窓口 の機能強化 等を図ること。</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>
--	--	----------------------------------	--	---

17 略

<p>18 鳥取県 消費者行 政活性化 基金</p>	<p>消費生活 相談の複雑 化・高度化 に対応し て、消費生 活相談窓口 の機能強化 等を図ること。</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>
<p>19 鳥取県 介護職員 処遇改善 等臨時特 例基金</p>	<p>介護職員 の処遇改善 を行う介護 事業者を支 援すること により介護 サービスに 従事する人 材の確保及 び育成を推 進するとと もに、介護 施設の開設 準備に対す</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に定める額</p>	<p>一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て</p>	<p>当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。</p>

												る支援を行うことによりその円滑な開設を図り、もって質の高い介護サービスの安定的な提供体制の確保に資すること。				
20	鳥取県 介護基盤 緊急整備 等臨時特 例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実に、高齢者等を地域で支え合う活動を行うための体制づ	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時											

くりを支援することにより、高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整備すること。

21 鳥取県
医療施設
耐震化臨
時特例基
金

災害時の医療を確保するため、災害拠点病院、救命救急センター等の耐震化のための整備を促進すること。

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て

当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

22 鳥取県
自死対策
緊急強化
基金

自死を防ぐための相談体制の整備、人材の養成等によ

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て

当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財

										源に充てる とき。	
18	鳥取県 緑の産業 再生プロ ジェクト 基金	間伐等の 森林整備の 加速化と間 伐材等の森 林資源を活 用した森林 ・木材産業 等の再生を 図り、もっ て地球温暖 化防止に向 けた森林吸 収目標の達	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。	23	鳥取県 緑の産業 再生プロ ジェクト 基金	間伐等の 森林整備の 加速化と間 伐材等の森 林資源を活 用した森林 ・木材産業 等の再生を 図り、もっ て地球温暖 化防止に向 けた森林吸 収目標の達	一般会計歳 入歳出予算 に定める額	一般会計歳 入歳出予算 に計上して 当該基金に 積立て	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。

成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。

24 鳥取県
授業料減免・奨学金等基金

次に掲げる事業を行うことにより就学等に要する費用を負担する者の経済的負担の軽減を図ること。
(1) 経済的理由により就学が困難な高等学校の生徒の授業料等の減免及

一般会計歳入歳出予算に定める額

一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て

当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

<u>19</u>	略			
<u>20</u>	略			
<u>21</u>	略			
<u>22</u>	略			
<u>23</u>	略			

	び高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与 (2) 東日本大震災等により被災した幼児、児童又は生徒の授業料等の減免その他の就学等に関する援助の実施		
<u>25</u>	略		
<u>26</u>	略		
<u>27</u>	略		
<u>28</u>	略		
<u>29</u>	略		

<u>24</u> 略
<u>25</u> 略
<u>26</u> 略

<u>30</u> 略
<u>31</u> 略
<u>32</u> 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第35号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の退職手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(失業者の退職手当)

第15条 略

2～4 略

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第

(失業者の退職手当)

第15条 略

2～4 略

5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) 略

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第

20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

- 6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

- 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることが

20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

- 6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

- 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることが

できる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) 略

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12～14 略

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手

できる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(5) 略

(6) 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

12～14 略

15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略

16・17 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 退職職員（職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた県の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後条例」という。）第15条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同

条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、0））」とする。

- 3 改正後条例第15条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴い平成29年1月1日以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項及び第5項において「改正前条例」という。）第15条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（平成29年1月1日前1年以内に改正前条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて平成29年1月1日以後に改正後条例第15条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて平成29年1月1日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 改正後条例第15条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて平成29年1月1日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて平成29年1月1日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第15条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 平成29年1月1日前に改正前条例第15条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（平成29年1月1日以後に改正後条例第15条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第15条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第36号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 略

イ 当該請求に係る子が1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

2 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 育児休業法第2条第2項又は第3条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 略

イ 当該請求に係る子の1歳6か月に達する日（以下「子の1歳半到達日」という。）を超えて非常勤職員として引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（子の1歳半到達日から6か月を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は非常勤職員として引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

2 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情等)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第14条第1項に規定する特別休暇（以下単に「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことその他の人事委員会規則で定める事情

(2)～(6) 略

2 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第16条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第14条第1項に規定する特別休暇（以下単に「特別休暇」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(6) 略

2 略

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことその他の人事委員会規則で定める事情

(2)～(6) 略

(1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が、特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを得、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(6) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(職員の派遣)

第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの

ア～ク 略

ケ 公益財団法人日本オリンピック委員会

コ 略

サ 略

シ 略

ス 略

(2)～(5) 略

2・3 略

(職員の派遣)

第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの

ア～ク 略

ケ 略

コ 略

サ 略

シ 略

(2)～(5) 略

2・3 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第38号

鳥取県行政組織条例の一部改正について

次のとおり鳥取県行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。

中部地震復興本部事務局

元気づくり総本部

危機管理局

総務部

地域振興部

観光交流局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

(中部地震復興本部事務局の所掌事務)

第3条 中部地震復興本部事務局の所掌事務は、次のとおりとす

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。

元気づくり総本部

危機管理局

総務部

地域振興部

観光交流局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

る。

(1) 鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合調整に関する事項

(2) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項（生活環境部と共管）

(3) 地域の危機対応力の向上に関する事項（危機管理局と共管）

（元気づくり総本部の所掌事務）

第4条 略

（危機管理局の所掌事務）

第5条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項（中部地震復興本部事務局と共管）

(5) 略

（総務部の所掌事務）

（元気づくり総本部の所掌事務）

第3条 略

（危機管理局の所掌事務）

第4条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項

(5) 略

（総務部の所掌事務）

第6条 略

(地域振興部の所掌事務)

第7条 略

(観光交流局の所掌事務)

第8条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第9条 略

(生活環境部の所掌事務)

第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(12) 略
- (13) 住宅に関する事項 (次号に掲げるものを除く。)
- (14) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項 (中部地震復興本部事務局と共管)
- (15) 略

第5条 略

(地域振興部の所掌事務)

第6条 略

(観光交流局の所掌事務)

第7条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 略

(生活環境部の所掌事務)

第9条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(12) 略
- (13) 住宅に関する事項
- (14) 略

(商工労働部の所掌事務)

第11条 略

(農林水産部の所掌事務)

第12条 略

(県土整備部の所掌事務)

第13条 略

(商工労働部の所掌事務)

第10条 略

(農林水産部の所掌事務)

第11条 略

(県土整備部の所掌事務)

第12条 略

第13条 削除

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 3 9 号

鳥取県職員定数条例の一部改正について

次のとおり鳥取県職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年 2 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 知事の事務部局の職員 2,855人
 - ア 一般会計支弁に係る職員 2,845人
 - イ 略
- (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 2,262人
 - ア 県立学校の職員 2,015人
 - イ アに掲げる職員以外の職員 247人
- (3)～(7) 略
- (8) 企業局の職員 59人
- (9) 略
- (10) 県費負担教職員 4,097人

2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。

- (1)～(11) 略
- (12) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により委託を受けた市町村の事務に従事している職員 （市町村から派遣されるもの又は市町村が人件費を負担して

(定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 知事の事務部局の職員 2,861人
 - ア 一般会計支弁に係る職員 2,851人
 - イ 略
- (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員 2,278人
 - ア 県立学校の職員 2,026人
 - イ アに掲げる職員以外の職員 252人
- (3)～(7) 略
- (8) 企業局の職員 60人
- (9) 略
- (10) 県費負担教職員 4,135人

2 次の職員については、知事の承認を得て、前項各号に定める定数の外に置くことができる。

- (1)～(11) 略
- (12) 市町村から派遣される職員のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により委託を受けた市町村の職員の研修に関する事務に従事しているもの

いるものに限る。)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第40号

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(指定管理候補者の選定の特例)

第6条 略

2・3 略

4 知事等は、第1項第1号の規定により指定管理候補者を選定した公の施設について、引き続き同号の規定により指定管理候補者を選定しようとするときは、あらかじめその適否について検討を加えるものとする。

(委員会の設置)

第14条 第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による審査並びに第6条第4項の規定による検討を行わせるため、審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の構成)

第15条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから知事等が委嘱する。

(1) 当該公の施設を所管する部局の職員

(指定管理候補者の選定の特例)

第6条 略

2・3 略

(委員会の開催)

第14条 知事等は、第5条、第6条第2項又は第22条第3項の規定による審査を行う場合は、公の施設を所管する知事の事務部局、教育委員会又は企業局（以下「所管部局等」という。）において審査委員会（以下「委員会」という。）を開催するものとする。

(委員の構成)

第15条 委員会の委員（以下単に「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから知事等が委嘱する。

(1) 所管部局等の職員

(2)～(4) 略

2 略

第16条 削除

(2)～(4) 略

2 略

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、所管部局等において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項

略	
鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第4項並びに第22条第3項に規定する事項
鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県観光交流局指定管理候補者審査委員会	
鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会	

略	
鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第5条、第6条第2項及び第22条第3項に規定する事項
鳥取県地域振興部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県観光交流局指定管理候補者審査委員会	
鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会	

鳥取県県土整備部
指定管理候補者審
査委員会

鳥取県立大山駐車
場指定管理候補者
審査委員会

鳥取県立大山自然
歴史館指定管理候
補者審査委員会

略

鳥取県県土整備部
指定管理候補者審
査委員会

鳥取県立大山駐車
場指定管理候補者
審査委員会

鳥取県立大山自然
歴史館指定管理候
補者審査委員会

略

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教育委員会 指定管理候補者審 査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定 手続等に関する条例第5条、第6条第2項 及び第4項並びに第22条第3項に規定する 事項
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県教育委員会 指定管理候補者審 査委員会	鳥取県公の施設における指定管理者の指定 手続等に関する条例第5条、第6条第2項 及び第22条第3項に規定する事項
略	

議案第41号

鳥取県附属機関条例の一部改正について

次のとおり鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県地震防災調査研究委員会	(1) 地震による被害の想定の見直し <u>その他の地震防災対策</u> に関する事項
	(2) 略
略	
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項
鳥取県規制改革会議	規制の見直しに係る提案等に関する事項
略	
鳥取県いじめ問題検証委員会	(1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項
	(2) 県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県地震防災調査研究委員会	(1) 地震による被害の想定の見直しに関する事項
	(2) 略
略	
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度の改正の必要性に関する事項
略	
鳥取県いじめ問題検証委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態についての調査及び県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関する事項

	<p>大な事故であって、いじめ防止対策推進法第28条第1項又は同法第30条第2項の規定による調査が行われていないもの等の検証に関する事項</p>		
略		略	
鳥取県がん対策推進会議	地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたがん対策の推進に関する事項	鳥取県東部圏域がん対策推進会議	地域に密着した医療及び検診体制、受診率の向上その他の地域の特性に応じたがん対策の推進に関する事項
		鳥取県中部圏域がん対策推進会議	
		鳥取県西部圏域がん対策推進会議	
鳥取県歯科保健推進協議会	歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項	鳥取県東部地域歯科保健推進協議会	歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の推進に関する事項
		鳥取県中部地域歯科保健推進協議会	
		鳥取県西部地域歯科保健推進協議会	
鳥取県老人ホーム入所調整委員会	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条の2の規定による老人福祉に関する実情の把握及び福祉の措置の調整に関する事項	鳥取県東部福祉保健事務所老人ホーム入所調整委員会	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条の2の規定による老人福祉に関する実情の把握及び福祉の措置の調整に関する事項
		鳥取県中部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会	

鳥取県地域保健医療協議会	地域保健医療計画の実施に関する事項
略	
鳥取県グリーン商品認定審査会	鳥取県グリーン商品（廃棄物、間伐材等を原材料として県内で製造され、又は加工され、県内外で販売される商品又は既に販売している商品のうち、環境への負荷が少ないものをいう。）の認定に関する事項
略	
鳥取県職業能力開発審議会	鳥取県における職業能力開発のあり方に関する事項

鳥取県西部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会	
鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会	地域保健医療計画の実施に関する事項
鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会	
鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会	
略	
鳥取県グリーン商品認定審査会	鳥取県グリーン商品（廃棄物、間伐材等を原材料として県内で製造され、又は加工され、県内外で販売される商品又は既に販売している商品のうち、環境への負荷が少ないものをいう。）の認定に関する事項
鳥取県次世代環境産業創出プロジェクト検討委員会	県が実施する次世代環境産業プロジェクト事業のテーマ及び内容、実施体制並びに受託者の決定に関する事項
略	
鳥取県立産業人材育成センターコンピュータ制御科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センターコンピュータ制御科の職業訓練のあり方に関する事項

--	--

略

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
----	----------

鳥取県立産業人材育成センター土木システム科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター土木システム科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター木造建築科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター木造建築科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター総合実務科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター総合実務科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター自動車整備科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター自動車整備科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センター設計・インテリア科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センター設計・インテリア科の職業訓練のあり方に関する事項
鳥取県立産業人材育成センターデザイン科運営推進協議会	鳥取県立産業人材育成センターデザイン科の職業訓練のあり方に関する事項

略

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
----	----------

略	
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項
鳥取県いじめ問題調査委員会	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する事項
略	
鳥取県立高等学校運営指導委員会	高等学校における農林水産業分野の人材育成に関する事項
略	
鳥取県立学校学校関係者評価委員会	県立学校の教育活動その他の学校運営の評価に関する事項

略	
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項
略	
鳥取県立智頭農林高等学校運営指導委員会	鳥取県立智頭農林高等学校における林業分野の人材育成に関する事項
鳥取県立境港総合技術高等学校運営指導委員会	鳥取県立境港総合技術高等学校における水産分野の人材育成に関する事項
略	
鳥取県立鳥取東高等学校学校関係者評価委員会	県立学校の教育活動その他の学校運営の評価に関する事項
鳥取県立鳥取西高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取商業高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取工業高等学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校関係者評価委員会	

鳥取県立鳥取緑風高等学校
学校関係者評価委員会

鳥取県立青谷高等学校
学校関係者評価委員会

鳥取県立岩美高等学校
学校関係者評価委員会

鳥取県立八頭高等学校
学校関係者評価委員会

鳥取県立智頭農林高等学校
学校関係者評価委員会

鳥取県立倉吉東高等学校
学校関係者評価委員会

鳥取県立倉吉西高等学校
学校関係者評価委員会

鳥取県立倉吉農業高等学校
学校関係者評価委員会

鳥取県立倉吉総合産業高等学校
学校関係者評価委員会

鳥取県立鳥取中央育英高等学校
学校関係者評価委員会

鳥取県立米子東高等学校
学校関係者評価委員会

鳥取県立米子西高等学校 学校関係者評価委員会
鳥取県立米子高等学校学 校関係者評価委員会
鳥取県立米子南高等学校 学校関係者評価委員会
鳥取県立米子工業高等学 校学校関係者評価委員会
鳥取県立米子白鳳高等学 校学校関係者評価委員会
鳥取県立境高等学校学校 関係者評価委員会
鳥取県立境港総合技術高 等学校学校関係者評価委 員会
鳥取県立日野高等学校学 校関係者評価委員会
鳥取県立鳥取盲学校学校 関係者評価委員会
鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校学校 関係者評価委員会
鳥取県立鳥取聾 ^{ろう} 学校ひま わり分校学校関係者評価 委員会

		鳥取県立鳥取養護学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立白兔養護学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立倉吉養護学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立皆生養護学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立米子養護学校学校関係者評価委員会	
		鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校関係者評価委員会	
鳥取県立学校学校評議員会	県立学校の運営に関する事項	鳥取県立鳥取東高等学校学校評議員	県立学校の運営に関する事項
		鳥取県立鳥取西高等学校学校評議員	
		鳥取県立鳥取商業高等学校学校評議員	
		鳥取県立鳥取工業高等学校学校評議員	
		鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校評議員	
		鳥取県立鳥取緑風高等学校学校評議員	

鳥取県立青谷高等学校学校評議員

鳥取県立岩美高等学校学校評議員

鳥取県立八頭高等学校学校評議員

鳥取県立智頭農林高等学校学校評議員

鳥取県立倉吉東高等学校学校評議員

鳥取県立倉吉西高等学校学校評議員

鳥取県立倉吉農業高等学校学校評議員

鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校評議員

鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校評議員

鳥取県立米子東高等学校学校評議員

鳥取県立米子西高等学校学校評議員

鳥取県立米子高等学校学校評議員

鳥取県立米子南高等学校学校評議員

鳥取県立米子工業高等学校
学校評議員

鳥取県立米子白鳳高等学校
学校評議員

鳥取県立境高等学校
学校評議員

鳥取県立境港総合技術高等学校
学校評議員

鳥取県立日野高等学校
学校評議員

鳥取県立鳥取盲学校
学校評議員

鳥取県立鳥取聾^{ろう}学校
学校評議員

鳥取県立鳥取聾^{ろう}学校
ひまわり分校
学校評議員

鳥取県立鳥取養護学校
学校評議員

鳥取県立白兔養護学校
学校評議員

鳥取県立倉吉養護学校
学校評議員

鳥取県立皆生養護学校
学校評議員

鳥取県キャリア教育推進会議	高等学校におけるキャリア教育のあり方及びキャリア形成のための具体的な施策に関する事項
略	
鳥取県地域の産業界と学校のネットワーク会議	地域で活躍できる人材育成のあり方に関する事項

鳥取県立米子養護学校学校評議員	
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校評議員	
鳥取県キャリア教育推進会議	高等学校におけるキャリア教育のあり方及びキャリア形成のための具体的な施策に関する事項
鳥取県教育研究開発事業に係る運営指導委員会	文部科学省から指定を受けた新しい取組を試験的に行う学校の運営のあり方に関する事項
略	
鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	地域で活躍できる人材育成のあり方に関する事項
鳥取県立鳥取工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立鳥取湖陵高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立智頭農林高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	

--	--

略	
鳥取県美術資料収集評価委員会	鳥取県立博物館に収蔵する美術資料の収集の可否及び評価に関する事項

鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立倉吉総合産業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立米子南高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立米子工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議	

略	
鳥取県美術資料収集評価委員会	鳥取県立博物館に収蔵する美術資料の収集の可否及び評価に関する事項
鳥取県運動部活動推進委員会	中学校及び高等学校の運動部活動における外部指導者を活用した指導体制のあり方に関する事項

鳥取県学校の安全教育推進委員会	学校の実践的な安全教育の充実を図ることを目的とした事業の実施に関する事項
略	
鳥取県武道指導推進委員会	中学校における武道の授業に派遣する外部指導者の活用方法に関する事項
鳥取県がん教育推進協議会	学校におけるがん教育の推進に関する事項
略	

鳥取県学校の安全教育推進委員会	学校の実践的な安全教育の充実を図ることを目的とした事業の実施に関する事項
鳥取県心や性の健康問題対策協議会	鳥取県の児童及び生徒の心と性に関する健康状態並びに学校における健康教育のあり方に関する事項
略	
鳥取県武道指導推進委員会	中学校における武道の授業に派遣する外部指導者の活用方法に関する事項
略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次の表の右欄に掲げる改正前の鳥取県附属機関条例別表第1又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されている者は、次の表の左欄に掲げる改正後の鳥取県附属機関条例別表第1又は別表第2の左欄に掲げる附属機関の委員に任命されたものとみなす。

鳥取県がん対策推進会議	鳥取県東部圏域がん対策推進会議 鳥取県中部圏域がん対策推進会議 鳥取県西部圏域がん対策推進会議
鳥取県歯科保健推進協議会	鳥取県東部地域歯科保健推進協議会 鳥取県中部地域歯科保健推進協議会 鳥取県西部地域歯科保健推進協議会
鳥取県老人ホーム入所調整委員会	鳥取県東部福祉保健事務所老人ホーム入所調整委員会 鳥取県中部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会 鳥取県西部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会
鳥取県地域保健医療協議会	鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会 鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会 鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会
鳥取県立高等学校運営指導委員会	鳥取県立智頭農林高等学校運営指導委員会 鳥取県立境港総合技術高等学校運営指導委員会
鳥取県立学校学校関係者評価委員会	鳥取県立鳥取東高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取西高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取商業高等学校学校関係者評価委員会 鳥取県立鳥取工業高等学校学校関係者評価委員会

鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立鳥取緑風高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立青谷高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立岩美高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立八頭高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立智頭農林高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立倉吉東高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立倉吉西高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立倉吉農業高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立米子東高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立米子西高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立米子高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立米子南高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立米子工業高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立米子白鳳高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立境高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立境港総合技術高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立日野高等学校学校関係者評価委員会
鳥取県立鳥取盲学校学校関係者評価委員会
鳥取県立鳥取聾^{ろう}学校学校関係者評価委員会
鳥取県立鳥取聾^{ろう}学校ひまわり分校学校関係者評価委員会
鳥取県立鳥取養護学校学校関係者評価委員会
鳥取県立白兔養護学校学校関係者評価委員会
鳥取県立倉吉養護学校学校関係者評価委員会

鳥取県立皆生養護学校学校関係者評価委員会
鳥取県立米子養護学校学校関係者評価委員会
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校関係者評価委員会

鳥取県立学校学校評議員会

鳥取県立鳥取東高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取西高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取商業高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取工業高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取湖陵高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取緑風高等学校学校評議員
鳥取県立青谷高等学校学校評議員
鳥取県立岩美高等学校学校評議員
鳥取県立八頭高等学校学校評議員
鳥取県立智頭農林高等学校学校評議員
鳥取県立倉吉東高等学校学校評議員
鳥取県立倉吉西高等学校学校評議員
鳥取県立倉吉農業高等学校学校評議員
鳥取県立倉吉総合産業高等学校学校評議員
鳥取県立鳥取中央育英高等学校学校評議員
鳥取県立米子東高等学校学校評議員
鳥取県立米子西高等学校学校評議員
鳥取県立米子高等学校学校評議員
鳥取県立米子南高等学校学校評議員
鳥取県立米子工業高等学校学校評議員
鳥取県立米子白鳳高等学校学校評議員
鳥取県立境高等学校学校評議員
鳥取県立境港総合技術高等学校学校評議員

鳥取県立日野高等学校学校評議員
 鳥取県立鳥取盲学校学校評議員
 鳥取県立鳥取聾学校学校評議員
 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校学校評議員
 鳥取県立鳥取養護学校学校評議員
 鳥取県立白兔養護学校学校評議員
 鳥取県立倉吉養護学校学校評議員
 鳥取県立皆生養護学校学校評議員
 鳥取県立米子養護学校学校評議員
 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校学校評議員

鳥取県地域の産業界と学校のネットワーク会議

鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
 鳥取県立鳥取工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
 鳥取県立鳥取湖陵高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
 鳥取県立智頭農林高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
 鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
 鳥取県立倉吉総合産業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
 鳥取県立米子南高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
 鳥取県立米子工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議
 鳥取県立境港総合技術高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議

議案第42号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

（鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県特定個人情報利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後

別表第1（第3条関係）

略	
3 知事	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） にいう知的障害者に対する療育手帳の交付 に関する事務であって、規則で定めるもの
4 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年 法律第129号）による給付金の支給に關する 事務であって、規則で定めるもの
5 略	
6 教育委員会	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭 和63年鳥取県条例第4号）による授業料の 徴収に関する事務であって、教育委員会規 則で定めるもの
7 教育委員会	鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務で あって、教育委員会規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

略		
知事	別表第1の2の項に掲	生活保護法による保護の

改 正 前

別表第1（第3条関係）

略	
3 知事	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号） にいう知的障害者に対する療育手帳の交付 に関する事務であって、規則で定めるもの
4 略	
5 教育委員会	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭 和63年鳥取県条例第4号）による授業料の 徴収に関する事務であって、教育委員会規 則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

略		
知事	別表第1の2の項に掲	生活保護法による保護の

	げる事務	実施に関する情報
知事	別表第1の4の項に掲げる事務	法別表第2の65の項第4欄に掲げる情報
教育委員会	別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
略		

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	別表第1の7の項に掲げる事務	法別表第2の106の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
知事	公安委員会、企業局又は病院局	法別表第2の74の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の74の項第4欄に掲げる情報
略			

	げる事務	実施に関する情報
教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
略		

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
略			

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。)別表第1の1の項から4の項までに掲げる事務</u></p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p>
<p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、<u>次の各号に掲げる執行機関とし、同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</u></p>	<p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、<u>監査委員とし、同号に規定する条例で定める事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。</u></p>

- | | |
|--|--|
| <p>(1) <u>監査委員</u> <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>教育委員会</u> <u>個人番号条例別表第1の5の項から7の項までに掲げる事務</u></p> | |
|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

議案第43号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

事務	市町村等
<p>1 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）・（2） 略</p>	<p>各市、岩美郡 岩美町、八頭 郡若桜町及び 八頭町、東伯 郡の町並びに 西伯郡の町村</p>
略	

別表（第2条関係）

事務	市町村等
<p>1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。（2）において同じ。） （2） 第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定</p>	<p>各市町村</p>
<p>1の2 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）・（2） 略</p>	<p>各市、岩美郡 岩美町、八頭 郡若桜町及び 八頭町、東伯 郡の町並びに 西伯郡の町村</p>
<p>1の3 鳥取県専修学校等奨学資金の貸与のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村</p>
略	

24の2 計量法（平成4年法律第51号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
（1）～（7） 略

東伯郡三朝町

24の3 略

24の4 略

24の5 略

24の6 略

略

24の2 計量法（平成4年法律第51号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
（1）～（7） 略

東伯郡三朝町

24の3 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
（1） 第6条第1項及び第7条第1項の規定による特定工場の新設等の届出の受理
（2） 第8条第1項の規定による特定工場の変更の届出の受理
（3） 第9条第1項及び第2項の規定による必要な事項の勧告
（4） 第10条第1項の規定による勧告に係る事項の変更の命令
（5） 第11条第2項の規定による期間の短縮
（6） 第12条の規定による氏名等の変更の届出の受理
（7） 第13条第3項の規定による地位の承継の届出の受理

岩美郡岩美町
及び西伯郡大山町

24の4 略

24の5 略

24の6 略

24の7 略

略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表1の項を削り、同表1の2の項を同表1の項とする改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年7月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 一部施行日前にされた請求に対する改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「旧条例」という。）別表1の項に掲げる認定（次項において「認定」という。）については、なお従前の例による。
- 3 一部施行日前に旧条例の規定に基づき市町村長又はその委任を受けた者がした認定は、改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定にかかわらず、県がした認定とみなす。前項の規定により市町村長又はその委任を受けた者がする認定についても、同様とする。

議案第 4 4 号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年 2 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの開始	略	<p>1 略</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) サービスの内容 <u>（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>(6) サービスの内容 <u>（生産活動に係るものに限る。）並びに利用者の労働時間、賃金及び工賃</u></p>

別表第8（第20条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
サービスの開始	略	<p>1 略</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) サービスの内容 並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p>

		(7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略
略		
サービスの提供	1～3 略 4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(12)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。 5・6 略	略
略		

		(6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略
略		
サービスの提供	1～3 略 4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。 5・6 略	略
略		

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第45号

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第6条関係）

1・2 略

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 略 (2) <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス事業に従事した経験を有する者であって規則で定めるもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u> (3)・(4) 略 2・3 略 4 <u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤であること。</u> 5～8 略
略	

4 略

別表第1（第6条関係）

1・2 略

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 略 (2) <u>指導員又は保育士</u> (3)・(4) 略 2・3 略 4 <u>指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤であること。</u> 5～8 略
略	

4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の別表第1の3の表従業者の配置の項右欄の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

議案第46号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円

(ア)～(カ) 略

(キ) その者が妊婦であり、又は同居する者に妊婦がいること。

イ・ウ 略

(3)・(4) 略

2・3 略

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円

(ア)～(カ) 略

イ・ウ 略

(3)・(4) 略

2・3 略

(入居者の選考)

第7条 略

2・3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(13) 略

(14) 妊婦又は同居する者に妊婦がいる者

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(13) 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 4 7 号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年 2 月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分		認定要件	補助金の額
企業 立地 事業	第2条 第2号 アに掲 げる事 業	略	(1) 略 (2) 特定製造業以外の事業で 常時雇用労働者が30人以上増 加する場合にあっては、次に 掲げる額の合計額（30億円を 限度とする。） ア 投下固定資産額に100分の <u>10</u> を乗じて得た金額 イ 略 (3) 略
	略		
略			

備考 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分		認定要件	補助金の額
企業 立地 事業	第2条 第2号 アに掲 げる事 業	略	(1) 略 (2) 特定製造業以外の事業で 常時雇用労働者が30人以上増 加する場合にあっては、次に 掲げる額の合計額（30億円を 限度とする。） ア 投下固定資産額を次に掲 げる金額に区分してそれぞ れの金額にそれぞれに掲げ る割合を乗じて得た金額を 合計した金額 (ア) <u>20億円以下の金額</u> <u>100分の10</u> (イ) <u>20億円を超える金額</u> <u>100分の15</u> イ 略 (3) 略
	略		
略			

備考 略

別表第2（第5条関係）

略	
3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの（2の項に該当するものを除く。） （1）・（2） 略	略
略	
7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）又は5の項左欄に掲げる地域からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（5の項又は8の項に該当するものを除く。）	略
略	

別表第2（第5条関係）

略	
3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの（2の項に該当するものを除く。） （1）・（2） 略 <u>（3） 著しい雇用の増加を伴う事業</u>	略
略	
7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（8の項に該当するものを除く。）	略
略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

議案第48号

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 略

(ア)・(イ) 略

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(315の4) 略

(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 略

(ア)・(イ) 略

(ウ) 住宅の用に供する部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件につき224,000円（簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合（以下この号、第315号の7から第315号の9まで及び第315号の11において「簡易評価法の場合」という。）は、82,000円）	1 件につき9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1 件につき358,000円（簡易評価法の場合は、139,000円）	1 件につき27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1 件につき509,000円（簡易評価法の場合は、224,000円）	1 件につき76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1 件につき623,000円（簡易評価法の場合は、292,000円）	1 件につき120,000円

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
300平方メートル以下	1 件につき224,000円	1 件につき9,000円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下	1 件につき358,000円	1 件につき27,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	1 件につき509,000円	1 件につき76,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下	1 件につき623,000円	1 件につき120,000円

10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1 件につき737,000円（簡易評価法の場合は、352,000円）	1 件につき153,000円
25,000平方メートル超	1 件につき841,000円（簡易評価法の場合は、413,000円）	1 件につき190,000円

イ～エ 略

(315の6) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)

第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等（工場その他知事が定める建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる工場等でない非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下	1 件につき737,000円	1 件につき153,000円
25,000平方メートル超	1 件につき841,000円	1 件につき190,000円

イ～エ 略

(315の6) 略

区分	金額
1 300平方メートル未満	1 件につき214,000円（簡易評価法の場合は、82,000円）
2 300平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	1 件につき346,000円（簡易評価法の場合は、137,000円）
3 2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	1 件につき493,000円（簡易評価法の場合は、222,000円）
4 5,000平方メートル以上、 10,000平方メートル未満	1 件につき608,000円（簡易評価法の場合は、290,000円）
5 10,000平方メートル以上、 25,000平方メートル未満	1 件につき718,000円（簡易評価法の場合は、348,000円）
6 25,000平方メートル以上	1 件につき820,000円（簡易評価法の場合は、409,000円）

(イ) 次の表の左欄に掲げる工場等である非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 300平方メートル未満	1 件につき21,000円（簡易評価法の場合は、18,000円）
2 300平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	1 件につき40,000円（簡易評価法の場合は、35,000円）
3 2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	1 件につき96,000円（簡易評価法の場合は、89,000円）

4	5,000平方メートル以上、 10,000平方メートル未満	1件につき141,000円（簡易評 価法の場合は、134,000円）
5	10,000平方メートル以上、 25,000平方メートル未満	1件につき175,000円（簡易評 価法の場合は、167,000円）
6	25,000平方メートル以上	1件につき216,000円（簡易評 価法の場合は、207,000円）

イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの（ア）に定める額

ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物の新築に係るもの（アに掲げるものを除く。） アの（イ）に定める額

エ 建築物の非住宅部分の増築又は改築に係るもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの 次の a 及び b に定める額を合計した額

a アの（ア）の表の左欄に掲げる知事が定める方法によって算定した工場等でない非住宅部分の判定すべき面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

b アの（イ）の表の左欄に掲げる知事が定める方法によって算定した工場等である非住宅部分の判定すべき

面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 工場等でない非住宅部分の増築又は改築に係るもの

((ア)に掲げるものを除く。) (ア)の a に定める額

(ウ) 工場等である非住宅部分の増築又は改築に係るもの

((ア)に掲げるものを除く。) (ア)の b に定める額

(315の 8) 建築物省エネ法第12条第 2 項又は第13条第 3 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物省エネ法第12条第 2 項の国土交通省令で定める軽微な変更該当していることを証する書面の交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 工場等でない非住宅部分及び工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 前号アの(ア)の表の左欄に掲げる変更後の工場等でない非住宅部分(増加する部分を除く。)の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等でない非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(イ) 前号アの(イ)の表の左欄に掲げる変更後の工場等である非住宅部分（増加する部分を除く。）の床面積に2分の1を乗じて得た面積に、増加し、又は減少する工場等である非住宅部分の床面積を加えた面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

イ 工場等でない非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）アの(ア)に定める額

ウ 工場等である非住宅部分を有する建築物に係るもの（アに掲げるものを除く。）アの(イ)に定める額

(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 略

(ア) 略

(315の7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）

第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）

ア 略

(ア) 略

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1件につき208,000円（簡易評価法の場合は、80,000円）	1件につき9,000円
2～6	略	略

イ・ウ 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(316)～(328) 略

2 略

(イ) 次の表の左欄に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額	
	適合証の添付がない場合	適合証の添付がある場合
1 300平方メートル未満	1件につき208,000円（簡易な評価方法として知事が定める方法によって認定する場合（以下この号及び第315号の9において「簡易評価法の場合」という。）は、80,000円）	1件につき9,000円
2～6	略	略

イ・ウ 略

(315の8) 略

(315の9) 略

(316)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第49号

鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察職員定員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定員)

第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号アからウまでに規定する階級の警察官の人員がこれらの規定に規定する定員に満たない場合においては、その満たない人数を当該階級より下位の階級の警察官の定員に加えることができる。

(1) 警察官 1,217人

ア 警視 63人

イ 略

ウ 警部補・巡査部長 673人

エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） 353人

(2) 略

2・3 略

附 則

1～3 略

4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

(定員)

第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号アからウまでに規定する階級の警察官の人員がこれらの規定に規定する定員に満たない場合においては、その満たない人数を当該階級より下位の階級の警察官の定員に加えることができる。

(1) 警察官 1,213人

ア 警視 62人

イ 略

ウ 警部補・巡査部長 671人

エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） 352人

(2) 略

2・3 略

附 則

1～3 略

4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項第1号	<u>1,217人</u>	<u>1,231人</u>
略		
第2条第1項第1号ウ	<u>673人</u>	<u>682人</u>
第2条第1項第1号エ	<u>353人</u>	357人
略		

の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項第1号	<u>1,213人</u>	<u>1,230人</u>
第2条第1項第1号ア	62人	63人
略		
第2条第1項第1号ウ	<u>671人</u>	<u>681人</u>
第2条第1項第1号エ	<u>352人</u>	357人
略		

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第50号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

次のとおり鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定数)

第2条 職員の定数は、1,256人とする。

2 略

(定数)

第2条 職員の定数は、1,226人とする。

2 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。